

(別紙3)

岐阜県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

	活動区分	活動項目	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。また、岐阜県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池 (附帯施設) の更新等	
	農用地	120 給排水施設の補修	
		121 給排水施設の更新	
		122 畦畔の除去	

第2 活動の説明

(1) 実践活動

1) 水路 (開水路、パイプライン) に関する対象活動

61 水路の補修

① 水路本体

□水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

□U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 附帯施設

□集水枡、分水枡等の補修

- ・ 老朽化や破損等により機能が支障を生じている集水枡、分水枡、泥溜枡、枡蓋等の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□空気弁、仕切弁等の補修

- ・ 空気弁、仕切弁等及びこれに付随する施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□取水施設の補修

- ・ 老朽化や破損等により機能に支障を生じている頭首工、取水工等の補修等の対策を行うこと。

□管理施設の補修

- ・ 取水施設（揚水機）の管理施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□水路法面の補修

- ・ 水路法面の崩壊や構造上の問題により清掃、土砂撤去等の安全管理への支障がある場合において、部分的な擁壁設置や張りコンクリート等、簡易な補強・保護対策を実施すること。

62 水路の更新等

① 水路本体

□素掘り水路からコンクリート水路への更新

- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新

- ・ 水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

□ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

□空気弁、仕切弁等の更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている空気弁、仕切弁等及びこれに付随する施設について、更新等の対策を行うこと。

□集水枡・分水枡等の更新、設置

- ・ 老朽化や破損等により機能に支障を生じている集水枡、分水枡、泥溜枡、枡蓋等の補修不可箇所の更新、設置等の対策を行うこと。

□水路蓋の設置

- ・ 土砂等の流入等により水路の維持管理等に支障が生じている場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□取水施設の更新

- ・ 老朽化等による取水機能への支障が生じている場合、頭首工、取水工等の全面的な更新等による対策を行うこと。

□管理施設の更新

- ・ 管理施設の設置により、取水施設（揚水機）の長寿命化が図られる場合新たに管理施設を設置することによる対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面における浸食や土砂の崩壊、あるいは構造上の問題により通行、草刈等作業時の安全管理に支障がある場合において、部分的な擁壁の設置や張りコンクリート等、当該箇所の状況に応じた工法による補修や簡易な補強・保護対策を実施すること。

□舗装の打換え（一部）

- ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附帯施設

□農道側溝の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

① 農道本体

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 附帯施設

□側溝蓋の設置

- ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

□洗堀箇所の補修

- ・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□漏水箇所の補修

- ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 附帯施設

□取水施設の補修

- ・ ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

4) 農用地に関する対象活動

120 給排水施設の補修

- ・ 暗渠排水、給水栓(自動式ものを含む)、各筆排水等において、破損箇所や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。ただし、資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地に係る施設に限る。

121 給排水施設の更新

- ・ 機能に支障が生じている暗渠排水、給水栓(自動式のものを含む)、各筆排水等の施設について、更新等の対策を行うこと。ただし、資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)の対象農用地に係る施設に限る。

122 畦畔の除去

- ・ 田の畦畔の除去を行うこと。
ただし、管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、集落の合意に基づき実施するものとする。